

2020年4月23日

東自教労組

## 適切な賃金補償を求める声明文

4月7日、政府は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言を発しました。（4月16日に緊急事態宣言の対象区域は全国に拡大）。その後、各都道府県の知事は、国民に対して不要不急な外出自粛と各事業者に対し「休業」の協力要請を行っています。自動車教習所業界においても協力要請に基づいて大半の職場が休業しています。

東自教労組・共闘会議も、新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況で、教習生や職員、国民の命を守り、医療崩壊をさせないためには各都道府県による休業要請は当然と考えています。

しかし、休業によって自教労働者の生活が脅かされるようなことがあってはならず、適切な賃金補償が必要です。

大半の自教経営者は、休業手当や休業時の連絡体制、諸問題に関する労使協議を休業前に行い、その合意に基づいて休業していますが、一部の自教経営者は、休業手当の労使協議を一切行わず、突然休業に踏み切った経営者もいます。そのような職場の労働者は、賃金が補償されるか否か、会社の方針や連絡体制はどうなっているのかなど不安と不満が残されたまま休業しています。

また、「労働基準法26条の事業者の責任による休業ではないのだから、休業手当は支給しない」として、会社が一方的に、労働者の公休日を休業日に振り分けたり、有給休暇を休業日に振り分けるなど不法行為を行っている経営者もいます。休業手当に関しては、各知事が事業者に対して休業の「協力要請」をしているものであり、その上で自教経営者自らが休業の決断をして自教労働者に休業を通告するものであるから、休業手当（労基法26条）を支払う必要があるというべきです。また、有給休暇は原則として労働者が自由意思で申告し取得するものであることから、会社が一方的に有給休暇を休業日に振り分けることは労基法違反（六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金）です。

全国の自教経営者は、この難局を乗り切り、今後、教習生から選ばれる職場を確立するために、決して職場の労働者を蔑ろにすることなく、雇用調整助成金を活用しながらも、労働基準法26条に基づく休業手当を全額支払うことを求めます。

以上